

『配偶者居住権の評価 国税庁があらまし発表』

国税庁は今般「相続税法基本通達の一部改正について」のあらましを公表し、配偶者居住権の評価で詳細を示した。この中では、二次相続等で取得した居住建物等の価額は、相続税法第23条の2の規定に準じて計算することを、同通達は留意的に明らかにしているとした。「一次相続に係る配偶者居住権」が設定されていないものとしたときの価額から、すでに設定されている配偶者居住権または敷地利用権の価額を控除して計算することとなる。なお、この場合の配偶者居住権または敷地利用権の価額は、二次相続等で居住建物等を取得した時に配偶者居住権の設定があったものとして計算するのが妥当とした。また、相続開始時に一時的に空室となったにすぎないと認められる部分を賃貸の用に供されている部分として取り扱う場合には、配偶者居住権の評価でも同様に、賃貸されている部分として取り扱うことを留意的に明らかにした。設例では、1) 被相続人が賃貸併用住宅を新築して一部を賃貸2) 配偶者が配偶者居住権を取得3) 配偶者が老人ホームに入居、居住建物の所有者(長男)の承諾を得て、居住していた部分を第三者に賃貸4) 長男が孫に居住建物(持分全部)を贈与、等相続・贈与時の評価の計算例、評価明細書の記載例を示している。



『改正労働基準法成立 賃金債権は時効が3年に』

改正民法が4月に施行される。それにより、賃金に関する債権の消滅時効は5年に延長されることになる。たとえば、月5万円の残業代の未払いがある企業においては、従来消滅時効が2年だったため、トラブルになった際などには120万円の支払い義務があったが、消滅時効が5年に延長されると300万円に跳ね上がることになる。企業側からすると、記録保存に掛かる負担と金銭的な負担を考えると5年は厳しいという意見が根強く、結果として民法の規定とは別に、当面の間、時効を3年にする労働基準法の改正案が成立した。改正法施行から5年後に3年の時効をさらに延長するかどうかを検討するべきとされており、将来的には5年に延長される可能性が高い。依然収束の見通しが立たない新型コロナウイルス騒動により、業種を問わず企業経営は厳しさを増している。すでに内定取消しがマスコミなどで取り上げられているが、一部賃金の減額や残業代などを未払いにする企業も今後発生する懸念がある。今回成立した労働基準法により時効が延長されるのは、本年4月1日以降に支払われる賃金からとなる。景気の不透明感が高まる中、それでも法で課せられた義務は避けられない。企業にとっても正念場となる春になりそうだ。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com